

★37.5度以上の発熱等の症状がみられる者が発生した場合

◇症状のある 職員 が発生した場合

- 1 当該職員は、管理者へ報告。
- 2 管理者は、当該職員に自宅待機指示をし、代替職員の手配を行う。

◆症状のある 利用者 が発生した場合

- 1 連絡を受けた職員（できれば管理者）は、連絡者（本人もしくは家族等）に主治医に連絡するよう伝える。
- 2 管理者は、連絡者（本人もしくは家族等）とサービスの継続について調整する。継続する場合、当面の間、支援内容・支援時間を絞るよう調整する。

★感染が疑われる者が発生した場合

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦等については 2 日以上）続いている者
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・感染疑いと医師が判断し、PCR 検査待ちもしくは PCR 検査結果待ちの者

◇感染が疑われる 職員 が発生した場合

- 1 当該職員は、帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指示を受ける。
- 2 当該職員は、管理者へ報告。
- 3 管理者は、事業所内周知をするとともに、当該職員が介護をしていた利用者もしくは家族に連絡する。
- 4 管理者は、利用者の主治医及び計画相談事業所(*)に情報提供する。
- 5 管理者は、横浜市役所障害福祉保健部にメールで連絡。[下記]
- 6 管理者は、当該職員の過去 2 週間の支援記録をコピーし、まとめておく。

※ 有症状が続くにも関わらず PCR 検査が受けられず自宅待機になった場合は、症状が軽快し、医師から就業可能の判断が出るまでは就業させないこと。

◆感染が疑われる 利用者 が発生した場合

- 1 連絡を受けた職員（できれば管理者）は、連絡者（本人もしくは家族等）に次のことを伝える。
 - (1) 帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指示を受けること。
 - (2) 主治医に報告すること。
 - (3) 区役所の担当 CW に報告すること。
- 2 管理者は、事業所内周知をするとともに、当該利用者を介護していた職員の健康状態確認・観察を行うとともに、自宅待機指示等も検討[事業所判断]
- 3 管理者は、当該利用者の計画相談事業所(*)に連絡。計画相談事業所から利用者が利用しているサービスの事業所へ情報提供してもらうよう依頼する。
- 4 管理者は、連絡者（本人もしくは家族等）とサービスの継続について調整する。継続する場合、訪問時間を可能な限り短くするよう調整する。
- 5 管理者は、横浜市役所障害福祉保健部にメールで連絡。[下記]

★感染確定（PCR 検査結果陽性）の場合

- ◇ 職員 の感染が確定した場合
- 1 当該職員は、管理者へ報告。
 - 2 管理者は、事業所内周知をするとともに、当該職員が介護をしていた利用者もしくは家族に連絡をし、次のことを伝える。
 - (1) 発熱等の症状が出たら、主治医に相談するとともに帰国者・接触者相談センターに連絡すること。
 - (2) 保健所から調査の連絡があった場合、それに協力すること。
 - 3 利用者の主治医・計画相談事業所(*)に連絡。
 - 4 管理者は、横浜市役所障害福祉保健部にメールで連絡。[下記]
 - 5 管理者は、保健所の行う調査に協力するとともに、保健所指示に従い、濃厚接触者となる職員の自宅待機指示等を行う。
- ※ 保健所から就業許可が出るまでは就業させないこと。

- ◆ 利用者 の感染が確定した場合
- 1 連絡を受けた職員（できれば管理者）は、連絡者（本人もしくは家族等）に次のことを伝える。
 - (1) 主治医に報告すること。
 - (2) 区役所の担当CWに報告すること。
 - (3) 退院が決まったら連絡をもらいたいこと。[退院後の支援調整のため]
 - 2 管理者は、事業所内周知をするとともに、当該利用者を介護していた職員の健康状態確認・観察を行うとともに、自宅待機等も検討[事業所判断]
 - 3 管理者は、当該利用者の計画相談事業所(*)に連絡。計画相談事業所から利用者が利用しているサービスの事業所へ情報提供してもらうよう依頼する。
 - 4 管理者は、横浜市役所障害福祉保健部にメールで連絡。[下記]
 - 5 管理者は、保健所の行う調査に協力するとともに、保健所指示に従い、濃厚接触者となる職員の自宅待機指示等を行う。

★濃厚接触者になった場合 （→横浜市役所障害福祉保健部への連絡は不要）

- ◇ 職員 が濃厚接触者になった場合
- 1 当該職員は、管理者へ報告。
 - 2 管理者は、当該職員を自宅待機とし、代替職員の手配を行う。

- ◆ 利用者（もしくはその同居家族等） が濃厚接触者になった場合
- 1 管理者は、当該利用者を介護している職員に情報共有。
 - 2 管理者は、当該利用者の計画相談事業所(*)に連絡。計画相談事業所から利用者が利用しているサービスの事業所へ情報提供してもらうよう依頼する。
 - 3 管理者は、連絡者（本人もしくは家族等）とサービスの継続について調整する。継続する場合、訪問時間を可能な限り短くするよう調整する。

*計画相談事業所がない場合は、利用者の担当CWに連絡・情報提供依頼をする。

- 感染職員発生等により人員体制が確保できず、事業所内での調整だけでは、それまで行っていたサービス提供ができなくなる場合

- 1 運営法人内での職員のやりくりができないか調整をする。
なお、令和2年3月10日厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」の間6の回答にあり「当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事することとして差し支えない」とします。[事前に本市に要調整]
- 2 計画相談事業所（計画相談を利用していない場合は区の担当CW）とも相談の上、他の事業所にお問い合わせができないか調整する。

➔ **訪問系サービスは、在宅生活の維持のために欠かせないサービスです。
どうぞ利用者へのサービス提供を継続いただきますようお願いいたします。**

○横浜市役所障害福祉部への連絡について

職員や利用者等で感染が確認された場合（または感染が疑われる方が発生した場合）は、速やかに次のメールアドレスにご連絡ください。

【アドレス】 kf-covid19@city.yokohama.jp

【件名】 【感染報告】（サービス種別） *例：【感染報告】（居宅介護）

【記載内容】

- (1) 事業所名
- (2) サービス種別
- (3) 事業所の所在区名
- (4) 連絡先の担当者名・電話番号
- (5) 「職員」・「利用者」の別
- (6) 把握した年月日
- (7) 「感染が確認された方（陽性）」・「感染が疑われる方（※）」の別
- (8) 事業所所在地の区福祉保健センター福祉保健課への連絡状況
- (9) 対応状況等

(例) 発熱の状況、帰国者・接触者相談センターへの相談状況、受診した医療機関名、事業所の対応状況 等

【注意点】 該当者の個人名は記載しないようにお願いします。

必要に応じて、所管部署から電話連絡いたします。ご対応をお願いします。

その他、横浜市からの事業所向け新型コロナウイルス関連情報は次のページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

問合せ：横浜市健康福祉局 障害自立支援課 居宅サービス担当

電話 045-671-2402

kf-helper@city.yokohama.jp